

資料 4 2 - 1 各女性センター利用者の推移 (山梨県)

(総合女性センター)

年 度	男 性 (人)	女 性 (人)	総 数 (人)	男性利用率(%)	女性利用率(%)
H 9	16,123	43,111	59,234	27.2	72.8
H 1 0	18,895	48,594	67,489	28.0	72.0
H 1 1	25,130	63,544	88,674	28.3	71.7
H 1 2	27,390	55,103	82,493	33.2	66.8
H 1 3	20,572	62,579	83,151	24.7	75.3
H 1 4	23,245	51,444	74,689	31.1	68.9
H 1 5	23,839	56,021	79,860	29.9	70.1
累 計	155,194	380,396	535,590	29.0	71.0

(資料：総合女性センター「業務概要」)

(峡南女性センター)

年 度	男 性 (人)	女 性 (人)	総 数 (人)	男性利用率(%)	女性利用率(%)
H 9	1,784	6,389	8,173	21.8	78.2
H 1 0	1,577	7,331	8,908	17.7	82.3
H 1 1	1,577	6,000	7,577	20.8	79.2
H 1 2	1,546	5,236	6,782	22.8	77.2
H 1 3	1,671	5,854	7,525	22.2	77.8
H 1 4	2,675	6,641	9,316	28.7	71.3
H 1 5	2,376	5,937	8,313	28.6	71.4
累 計	13,206	43,388	56,594	23.3	76.7

(資料：峡南女性センター「業務概要」)

(富士女性センター)

年 度	男 性 (人)	女 性 (人)	総 数 (人)	男性利用率(%)	女性利用率(%)
H 9	11,291	25,309	36,600	30.8	69.2
H 1 0	11,437	23,472	34,909	32.8	67.2
H 1 1	10,776	22,323	33,099	32.6	67.4
H 1 2	8,783	19,302	28,085	31.3	68.7
H 1 3	9,961	19,161	29,122	34.2	65.8
H 1 4	10,401	20,159	30,560	34.0	66.0
H 1 5	12,379	22,407	34,786	35.6	64.4
累 計	75,028	152,133	227,161	33.0	67.0

(資料：富士女性センター「業務概要」)

(総 計)

年 度	男 性 (人)	女 性 (人)	総 数 (人)	男性利用率(%)	女性利用率(%)
H 9	29,198	74,809	104,007	28.1	71.9
H 1 0	31,909	79,397	111,306	28.7	71.3
H 1 1	37,483	91,867	129,350	29.0	71.0
H 1 2	37,719	79,641	117,360	32.1	67.9
H 1 3	32,204	87,594	119,798	26.9	73.1
H 1 4	36,321	78,244	114,565	31.7	68.3
H 1 5	38,594	84,365	122,959	31.4	68.6
累 計	243,428	575,917	819,345	29.7	70.3

(資料：各女性センター「業務概要」)

資料 4 2 - 2 各女性センター利用回数の推移 (山梨県)

区 分	H 8年度	H 9年度	H 1 0年度	H 1 1年度	H 1 2年度	H 1 3年度	H 1 4年度	H 1 5年度
総合女性センター	1,942	1,848	2,075	2,374	2,431	2,543	2,665	2,916
峡南女性センター	320	417	439	437	427	467	481	496
富士女性センター	1,702	1,592	1,529	1,574	1,224	1,281	1,272	1,611
合 計	3,964	3,857	4,043	4,385	4,082	4,291	4,418	5,023

(資料：各女性センター「業務概要」)

資料 4 2 - 3 各女性センター自主企画事業参加者の推移 (山梨県)

単位：人

区 分	H 8 年度	H 9 年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
地域づくりセミナー	595	443	425	239	143	126	297	436
出前講座						381		
ヒューマンセミナー				266	279	1,143	618	973
出前講座						568		
エンパワーメントセミナー				267	555	641	620	610
出前講座						29		
女性学セミナー	495	242	1,179					
ニューライフセミナー	387	184	454	814	493	388	423	652
出前講座						345		
文化・健康セミナー				156	120	318		
出前講座						86		
生活文化講座	356	252	182					
出前講座				1,175	1,334		1,502	2,082
いきいきネットワーク講座(派遣講座)	656	663	1,007					
小 計	2,489	1,784	3,247	2,917	2,924	4,025	3,460	4,753
フェスティバル	1,018	804	1,417	971	1,200	900	1,050	1,020
合 計	3,507	2,588	4,664	3,888	4,124	4,925	4,510	5,773
センター開館15周年記念事業			280					

(資料：総合女性センター「業務概要」)

(峡南女性センター)

単位：人

区 分	H 8 年度	H 9 年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
地域づくりセミナー	324	298	564	406	249	334	305	199
ヒューマンセミナー				225	176	168	375	474
エンパワーメントセミナー				176	184	526	231	118
女性学セミナー	309	320	454					
ニューライフセミナー	226	261	633	344	480	204	292	355
文化・健康セミナー				124	133	127		
生活文化講座			241					
文化講座	818	465						
出前講座							1,400	599
女性プラン学習出前講座				228	229	410		
男女平等教育出前講座				393	240	235		
いきいきネットワーク講座		242	694					
小 計	1,677	1,586	2,586	1,896	1,691	2,004	2,603	1,745
フェスティバル	252	419	397	544	630	605	693	678
合 計	1,929	2,005	2,983	2,440	2,321	2,609	3,296	2,423

(資料：峡南女性センター「業務概要」)

(富士女性センター)

単位：人

区 分	H 8 年度	H 9 年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
地域づくりセミナー	237	403	418	239	96	350	471	277
出前講座	56	449	267	510	473	606		
ヒューマンセミナー				233	254	491	348	2,385
エンパワーメントセミナー				175	535	1,354	490	196
出前講座				28				
女性学セミナー	306	177	811					
ニューライフセミナー	386	261	261	240	571	173	346	484
出前講座				470	333	880		
文化・健康セミナー				241	222	276		
生活・文化講座	240	121	153					
出前講座							1,076	1,389
いきいきネットワーク講座	1,030	424	484					
小 計	2,255	1,835	2,394	2,136	2,484	4,130	2,731	4,731
フェスティバル	1,528	1,678	1,700	600	1,020	920	909	2,479
合 計	3,783	3,513	4,094	2,736	3,504	5,050	3,640	7,210

(資料：富士女性センター「業務概要」)

資料4 2-4 各女性センター自主企画事業参加者の推移 (山梨県)

区 分		ヒューマンセミナー	地域づくりセミナー	エンパワーメントセミナー	ニューライフセミナー	出前講座	フェスティバル	計	
総合女性センター	H 14	参加者数 (人)	618	297	620	423	1,502	1,050	4,510
		うち男性 (人)	130	74	150	67	319	268	1,008
		男性割合 (%)	21.0	24.9	24.2	15.8	21.2	25.5	22.4
	H 15	参加者数 (人)	973	436	610	652	2,082	1,020	5,773
		うち男性 (人)	222	76	49	202	429	278	1,256
		男性割合 (%)	22.8	17.4	8.0	31.0	20.6	27.3	21.8
峡南女性センター	H 14	参加者数 (人)	375	305	231	292	1,400	693	3,296
		うち男性 (人)	100	111	63	50	407	128	859
		男性割合 (%)	26.7	36.4	27.3	17.1	29.1	18.5	26.1
	H 15	参加者数 (人)	474	199	118	355	599	678	2,423
		うち男性 (人)	113	71	24	92	101	106	507
		男性割合 (%)	23.8	35.7	20.3	25.9	16.9	15.6	20.9
富士女性センター	H 14	参加者数 (人)	348	471	490	346	1,076	909	3,640
		うち男性 (人)	75	148	125	68	220	171	807
		男性割合 (%)	21.6	31.4	25.5	19.7	20.4	18.8	22.2
	H 15	参加者数 (人)	2,385	277	196	484	1,389	2,479	7,210
		うち男性 (人)	663	89	36	116	418	576	1,898
		男性割合 (%)	27.8	32.1	18.4	24.0	30.1	23.2	26.3
3センター 計	H 14	参加者数 (人)	1,341	1,073	1,341	1,061	3,978	2,652	11,446
		うち男性 (人)	305	333	338	185	946	567	2,674
		男性割合 (%)	22.7	31.0	25.2	17.4	23.8	21.4	23.4
	H 15	参加者数 (人)	3,832	912	924	1,491	4,070	4,177	15,406
		うち男性 (人)	998	236	109	410	948	960	3,661
		男性割合 (%)	26.0	25.9	11.8	27.5	23.3	23.0	23.8

(資料:各女性センター「業務概要」)

資料4 2-5 各女性センター出前講座参加者の推移 (山梨県)

(総合女性センター)

単位:人

区 分	H 8年度	H 9年度	H 1 0年度	H 1 1年度	H 1 2年度	H 1 3年度	H 1 4年度	H 1 5年度
地域づくりセミナー出前講座						381		
ヒューマンセミナー出前講座						568		
エンパワーメントセミナー出前講座						29		
ニューライフセミナー出前講座						345		
文化・健康セミナー出前講座						86		
出前講座				1,175	1,334		1,502	2,082
いきいきネットワーク講座(派遣講座)	656	663	1,007					
合 計	656	663	1,007	1,175	1,334	1,409	1,502	2,082

(資料:総合女性センター「業務概要」)

(峡南女性センター)

単位:人

区 分	H 8年度	H 9年度	H 1 0年度	H 1 1年度	H 1 2年度	H 1 3年度	H 1 4年度	H 1 5年度
出前講座							1,400	599
女性プラン学習出前講座				228	229	410		
男女平等教育出前講座				393	240	235		
いきいきネットワーク講座		242	694					
合 計	0	242	694	621	469	645	1,400	599

(資料:峡南女性センター「業務概要」)

(富士女性センター)

単位:人

区 分	H 8年度	H 9年度	H 1 0年度	H 1 1年度	H 1 2年度	H 1 3年度	H 1 4年度	H 1 5年度
地域づくりセミナー出前講座	56	449	267	510	473	606		
エンパワーメントセミナー出前講座				28				
ニューライフセミナー出前講座				470	333	880		
出前講座							1,076	1,389
いきいきネットワーク講座	1,030	424	484					
合 計	1,086	873	751	1,008	806	1,486	1,076	1,389

(資料:富士女性センター「業務概要」)

資料 4 3 - 1 総合女性センター「女性総合相談」の相談件数の推移（山梨県）

単位：件

区 分	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 10 年度	H 11 年度	H 12 年度	H 13 年度	H 14 年度	H 15 年度	
健康関係	36	81	136	147	77	96	69	243	257	
人間関係	夫関係	13	96	163	176	182	187	210	89	103
	うちドメス					13	14	20	39	58
	うちその他					169	173	190	50	45
	結婚・離婚関係	53	43	57	86	107	103	111	68	61
	うち結婚					13	14	15	9	3
	うち離婚					94	89	96	59	58
	相続関係	12	2	6	14	13	1	8	1	3
	嫁・姑関係	10	17	17	31	21	17	26	16	6
	その他	51	17	60	70	67	61	97	65	87
	家族関係小計	139	175	303	377	390	369	452	239	260
	親戚関係	17	9	4	0	8	13	4	14	24
	職場関係	6	6	4	14	19	31	16	19	12
	その他	92	102	120	141	110	117	112	28	56
人間関係小計	254	292	431	532	527	530	584	300	352	
就労関係	22	32	39	37	62	22	44	19	37	
子育て関係	12	20	31	20	9	27	7	4	9	
教育関係	14	17	13	19	18	13	22	1	0	
介護福祉関係	8	12	38	115	37	26	19	5	5	
家事関係	2	1	2	10	10	7	10	0	0	
その他	43	36	21	55	66	84	108	149	134	
総 計	391	491	711	935	806	805	863	721	794	

※H 7 年 5 月から相談窓口を開設。

(資料：総合女性センター「業務概要」)

資料 4 3 - 2 女性相談所相談状況の推移（山梨県）

単位：件

区 分	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 10 年度	H 11 年度	H 12 年度	H 13 年度	H 14 年度	H 15 年度
電話相談延件数	289	302	332	344	372	471	578	667	931	668	662
面接相談	44	54	48	74	58	82	92	75	135	179	178
面接相談延件数	240	602	538	468	316	310	354	412	330	432	359

面接相談年度別主訴別取扱状況の推移

単位：件

区 分	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 10 年度	H 11 年度	H 12 年度	H 13 年度	H 14 年度	H 15 年度
施設入所希望	1	1	1	1	0	1	0	7	0	4	9
経済(生活費・医療費等)問題	0	4	1	1	2	4	4	1	4	9	5
職業・就職問題	0	0	0	1	0	1	0	2	2	3	0
結婚・離婚問題	14	16	17	21	18	29	21	15	22	30	35
住宅問題	1	3	2	3	4	0	6	11	19	21	3
家庭問題	19	22	16	33	19	33	15	6	8	7	19
背後問題	1	0	0	0	0	0	4	1	8	3	0
性の問題	1	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0
配偶者等の暴力	—	—	—	—	—	—	30	28	62	93	89
その他	7	8	11	14	13	13	11	3	10	9	18
合 計	44	54	48	74	58	82	92	75	135	179	178

※H 1 1 年度から配偶者等の暴力を追加、以前は結婚・離婚問題、家庭問題でカウント。

電話相談年度別主訴別取扱状況の推移

単位：件

区 分	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 10 年度	H 11 年度	H 12 年度	H 13 年度	H 14 年度	H 15 年度
施設入所希望	0	4	7	0	6	2	5	4	22	42	26
経済(生活費・医療費等)問題	3	4	4	4	4	22	26	6	52	34	18
職業・就職問題	7	10	7	13	8	11	7	0	0	5	6
結婚・離婚問題	12	35	30	9	68	82	108	24	110	65	87
住宅問題	0	2	2	5	7	2	4	1	11	17	7
家庭問題	175	135	174	213	135	170	228	382	289	117	84
背後問題	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	0
性の問題	2	8	7	3	12	14	18	3	12	16	5
本人の問題	—	—	—	—	—	—	—	115	99	44	59
配偶者等の暴力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	137	133
その他	90	104	101	97	132	168	182	132	331	188	237
合 計	289	302	332	344	372	471	578	667	931	668	662

※H 1 2 年度に本人の問題、H 1 4 年度に配偶者等の暴力を追加。

(資料：山梨県女性相談所「女性保護事業のあらまし」)

資料 4 3 - 3 DVに係る相談件数の推移（山梨県）

女性相談所

単位：件

区分	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
面接相談	354	412	330	432	359
うちDV	30	28	62	93	89
電話相談	578	667	931	668	662
うちDV	95	94	148	137	133
一時保護	19	20	25	33	22
うちDV	10	11	14	22	13

(資料：山梨県女性相談所「女性保護事業のあらまし」)

総合女性センター

単位：件

区分	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
相談件数	806	805	836	720	794
うちDV	13	14	20	39	58

(資料：総合女性センター「業務概要」)

法務局人権擁護課（女性の人権ホットライン）

単位：件

区分	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
相談件数	5,698	5,480	3,700	4,082	3,478
うちDV	—	14	58	123	59

(資料：甲府地方法務局人権擁護課調べ)

資料 4 4 - 1 男女共同参画推進のためのトップセミナー開催状況（山梨県）

区分	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
開催日	9月8日	9月8日	9月6日	9月5日	11月13日	9月9日	9月2日
主催者挨拶	知事	知事	知事	知事	知事	知事	出納長
共催団体挨拶	市長会	町村会	市長会 ※会長シンポジスト	中小企業 団体中央会	町村会	商工会連合会	市長会
講演	三井マリ子氏 (女性政策研究家)	松崎菊也氏 (作家)	鹿嶋敬氏 (日本経済新聞社編集委員)	樋口恵子氏 (評論家)	藤原千賀氏 (武蔵野女子大学教授)	弦間明氏 (資生堂相談役)	河野真理子 (㈱キャリアネットワーク 代表取締役会長)
シンポジスト	知事	望月省作氏 (㈱望月貴石貿易)	小林義光氏 (都留市長)	小池通義氏 (白根町長)	大柴恒雄氏 (高根町長)	土橋金六氏 (下部町長)	三枝武人氏 (勝沼町長)
	田中隼人氏 (増穂町長)	手塚茂子氏 (甲府市青少年女性課)	東條初恵氏 (㈱ソラバック代表取締役)	小林隆二氏 (ニスカ㈱常務取締役)	今村靖彦氏 (山梨中央銀行取組役人事部長)	中村昌訓氏 (㈱山梨県トラック協会会長)	榎本義雄氏 (NECコンピュータ テクノ㈱総務部長)
	深沢紗世子氏 (㈱共立運送代表取締役)	遠藤正文氏 (石和町立図書館)	—	—	—	—	—
助言者	三井マリ子氏 (女性政策研究家)	—	鹿嶋敬氏 (日本経済新聞社編集委員)	樋口恵子氏 (評論家)	藤原千賀氏 (武蔵野女子大学教授)	—	河野真理子 (㈱キャリアネットワーク 代表取締役会長)
コーディネーター	松本佐代子氏 (県立女子短期大学教授)	松本佐代子氏 (県立女子短期大学教授)	古屋繁子氏 (前女性センター館長)	古屋繁子氏 (ヒューマンプランニング協議会会長)	阿部真美子氏 (県立女子短期大学教授)	阿部真美子氏 (県立女子短期大学教授)	栗田真司氏 (山梨大学助教授)
参加者	151名	156名	177名	181名	126名	150名	110名

(資料：男女共同参画課調べ)

資料 4 4 - 2 男女共同参画推進県民フォーラム開催状況（山梨県）

区分	H14年度	H15年度	H16年度
開催日	6月7日(金)	6月13日(金)	6月18日(金)
主催	山梨県 男女共同参画推進県民フォーラム実行委員会	山梨県 男女共同参画推進県民フォーラム実行委員会	山梨県 地域発男と女とのフォーラム実行委員会
主催者挨拶	知事 実行委員会会長	知事 実行委員会会長	知事 実行委員会会長
内容	男女共同参画推進条例と計画の紹介	講演 「真の地方自治実現は男女共同参画で」 十文字学園女子大学社会情報学部 教授 橋本ヒロ子	講演 「家庭・地域でどう男女共同参画を進めていくか」 鹿島 敬氏（日本経済新聞社編集委員）
	音楽の調べ 「ピアノとフルートの合奏」 フルート：依田 道彦 ピアノ：古屋真木子	パネルディスカッション 「地域から変えていこう男女共同参画・社会」 コーディネーター：山内幸雄氏 （山梨学院大学法学部教授） パネリスト：新 弘江氏、豊泉嘉伸氏	会話劇 「三珠さん家の一日」 三珠町えがりての会
	記念行事 千葉紘子（歌手）と宮本隆治（NHKアナウンサー） 「男と女トーク&トーク」 「未来をひらくパートナーシップ」		パネルディスカッション 「共にふみだそう新たな一歩」 コーディネーター：池田政子氏 （山梨県女子短期大学教授） パネリスト：長田憲明氏、和田京子氏
参加者	700名	500名	500名
場所	山梨県県民文化ホール 小ホール	山梨県立文学館 講堂	甲府市総合市民会館 芸術ホール

(資料：男女共同参画課調べ)

資料 4 4 - 3 山梨県男女共同参画推進県民表彰・事業者表彰・団体等表彰の状況（山梨県）

区分	県民表彰			事業者表彰	団体等表彰
H14年度	前田啓子 (甲府市)	大久保公雄 (石和町)	山田 眸 (大月市)	(株) 信玄食品	(社) 国際婦人教育振興会山梨支部会
H15年度	高保房乃 (山梨市)	上田みさを (六郷町)	五味昭子 (昭和町)	-	-
H16年度	駒井つる子 (甲府市)	加藤京子 (敷島町)	古屋五月野 (小菅村)	企業組合 ワーカーズコレクティブ・パクぱく	(社) 山梨県トラック協会

(資料：男女共同参画課調べ)

資料 4 4 - 4 山梨県男女共同参画審議会委員名簿

(任期：平成16年5月10日～平成18年5月9日)

出身分野	氏名	女性	職業等	備考
学識経験者	新 弘江	女性	弁護士	部 会 員
	湯 川 益 英	男性	山梨学院大学法科大学院教授	部 会 員
	若 林 一 美	女性	山梨英和大学教授	
地域活動	長 田 憲 明	男性	石和町男女共同参画推進委員 会社役員	
	上 名 を さ み	女性	忍野村男女共同参画推進委員長	部 会 員
教 育	浅 川 譲	男性	県公立小中学校校長会会長	
商 工	丸 茂 紀 彦	男性	県商工会議所連合会参与 会社役員	会 長
労 働	萩 原 雄 二	男性	連合山梨 副会長	
福 祉	森 沢 昌 子	女性	子育て支援団体 「ハッピーキッズ」代表	
農 業	土 屋 美 津 江	女性	県農村女性アドバイザー	
女性団体	飯 窪 さ か え	女性	県女性団体協議会会長	会 長 代 理
一般公募	稀 代 康 正	男性	団体職員	
	三 枝 悦 夫	男性	元高等学校副校長	
	堀 内 正 美	女性	会社員	
	若 尾 直 子	女性	薬剤師	

(資料：男女共同参画課調べ)

2 男女共同参画に関する国内外の動き

	世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	山梨県の動き
		1945	S20	・「衆議院議員選挙法」の改正公布 (初めて婦人参政権実現)	
	・国連経済社会理事会の中に婦人の地位委員会設置	1946	S21	・「日本国憲法」の公布 ・衆議院議員総選挙(初めての女性議員が誕生)	
	・「世界人権宣言」採択(第3回国連総会)	1948	S23		
	・「女子に対する差別撤廃宣言」採択(第22回国連総会)	1967	S42		
	・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」宣言(1976~1985)	1975	S50	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・総理府に婦人問題担当室設置	
		1976	S51		
		1977	S52	・「世界行動計画」を受け「国内行動計画」策定	
		1978	S53		・2月定例県議会において「婦人問題企画推進に関する請願」採択 ・県民生活局に婦人問題担当窓口設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・山梨県婦人問題懇話会設置
	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(130カ国日本を含む)採択(第34回国連総会)	1979	S54		・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(ハノーヴァー)	1980	S55	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名	・青少年婦人対策課を設置 ・12月県議会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を求める請願採択
	・ILO総会(ジュネーブ)で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」(156号)採択	1981	S56	・「民法及び家事審判法」の一部改正(配偶者の相続分1/3→1/2) ・「国内行動計画後期重点目標」策定	☆「山梨県婦人行動計画」策定 ・市町村事務分掌規則(準則)の一部改正(婦人行政の総合企画及び調整に関することを加え、婦人行政の事務分掌を明確化) ・山梨県女性関係行政推進会議設置
		1982	S57		・山梨県女性広報紙「ふじざくら」創刊号発行
		1984	S59		・総合婦人会館開館
	・「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985	S60	・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	・青少年婦人対策課を青少年婦人課に改称
		1987	S62	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
		1989	H元		・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	1990	H2		・富士女性センター開館
		1991	H3	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改訂)策定 ・「育児休業法」の公布	☆「やまなし女性いきいきプラン」策定 ・「やまなし女性いきいきプラン推進懇話会」設置
	・環境と開発に関する国連会議開催(リオデジャネイロ)	1992	H4	・初婦人問題担当大臣誕生	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置

・国連世界人権会議開催（ウィーン）	1993	H5	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）施行	
・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催（ジャカルタ） ・国際人口・開発会議開催（カイロ）	1994	H6	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女必修実施	
・第4回世界女性会議開催（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	1995	H7	・「ILO 156号条約」（家族的責任条約）批准 ・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	
	1996	H8	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・峡南女性センター開館
	1997	H9	・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」の公布	
	1998	H10	・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について―男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり―」答申	☆「やまなしヒューマンプラン21」策定 ・山梨県男女共同参画推進本部設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進懇話会設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進旬間設定 ・総合婦人会館を総合女性センターに改称
	1999	H11	・「男女共同参画社会基本法」の公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布、施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
国連特別総会女性2000年会議開催（ニューヨーク）	2000	H12	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」と「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方―21世紀の最重要課題―」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識実態調査」実施
	2001	H13	・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行（一部施行2002年4月）	
	2002	H14		☆「山梨県男女共同参画推進条例」制定 ☆「山梨県男女共同参画計画（ヒューマンプラン）策定」 ・男女共同参画課新設
	2003	H15		・山梨県男女共同参画年次報告書作成
	2004	H16		・女性センターを男女共同参画推進センターに名称変更 ・「やまなし女性の応援サイト」開設

3 法 令

◆ 男女共同参画社会基本法	122
◆ 男女共同参画基本計画	127
◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	131
◆ 山梨県男女共同参画推進条例	139
◆ 山梨県男女共同参画推進本部設置要綱	143

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画基本計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所管業務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年 6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

男女共同参画基本計画

平成12年12月12日

閣議決定

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項の規定に基づき、男女共同参画基本計画を別添のとおり定める。

第1部 基本的考え方

1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
- (2) 男女共同参画社会基本法の制定

2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成

- (1) 男女共同参画基本計画の考え方
- (2) 男女共同参画基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
 - イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
 - イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法識字の強化及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等法の履行確保
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
 - ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討

- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - イ 再就職に向けた支援
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
 - ア パートタイム労働対策の総合的な推進
 - イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
 - ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援
 - エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

4 農山漁村における男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
- (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
 - ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
 - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進
 - ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
 - ア 介護保険制度の着実な実施
 - イ 高齢者保健福祉施策の推進
 - ウ 介護に係る人材の確保
- (2) 高齢期の所得保障
- (3) 高齢者の社会参画の促進
- (4) 障害のある者への配慮の重視
- (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
 - イ 体制整備
 - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - エ 女性に対する暴力に関する調査研究
- (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
 - ア 関係機関の取組及び連携の推進
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護・自立支援
 - エ 暴力行為への厳正な対処等
- (3) 性犯罪への対策の推進
 - ア 性犯罪への厳正な対処
 - イ 被害者への配慮
- (4) 売買春への対策の推進
 - ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
 - イ 児童買春に対する対策の推進
 - ウ 国際的動向への対応
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- (6) ストーカー行為等への対策の推進
 - ア ストーカー行為等への厳正な対処
 - イ 被害者の支援及び防犯対策

8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透
- (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
 - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - イ 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
- (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ア HIV／エイズ、性感染症対策
 - イ 薬物乱用対策の推進

9 メディアにおける女性の人権の尊重

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
- (2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 男女平等を推進する教育・学習
 - ア 初等中等教育の充実
 - イ 高等教育の充実
 - ウ 社会教育の推進
 - エ 教育関係者の意識啓発
 - オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
 - ア 生涯学習の推進
 - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ウ 進路・就職指導の充実

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - ア 国連の諸活動への協力
 - イ W I D / ジェンダーの推進
 - ウ 女性の平和への貢献
 - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - オ 国際交流・協力の推進

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 調査研究、情報の収集・整備・提供

3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化